

第1日目(5月31日)

議長(松原良道君) おはようございます。ただいまから平成18年第2回南魚沼市議会臨時会を開会いたします。

議長 ただいまの出席議員数は29名であります。定足数に達しておりますのでただちに本日の会議を開きます。

なお峠 佳一君家事都合により1時間ほど遅刻、遠山教育長公務出張のため欠席の届けが出ておりますのでこれを許します。

では最初に資料の確認をさせていただきます。

議会事務局長 (説明を行う。)

議長 本臨時会は平賀収入役就任後の初議会でありますので、ここでごあいさつをいただきたいと思えます。

収入役 (あいさつを行う。)

議長 ありがとうございます。ここで学校教育課長から発言を求められておりますのでこれを許します。

学校教育課長 貴重な時間をいただきまして恐縮でありますけれども、一昨日、浦佐小学校で事故がありましたのでその事故の概要についてご報告をさせていただきます。5月29日月曜日であります。午前8時20分ごろであります。浦佐小学校、家庭科室におきましてガスレンジ天板が焦げるという事故が発生いたしました。天板ということですが、この家庭科室におきましては調理実習と裁縫の実習の両方をやっております。調理台が裁縫台にも兼用されているということでありまして、調理台の隣にガスコンロが2台あります。裁縫をやる時には、天板というのは板ですが、そこに板を載せて裁縫台を広く使うと、そういったことで板をコンロの上に載せてあります。ガスコンロに着火いたしましてガスコンロに火がつき、その火によりましてその上に載せておいた天板が焦げたというそういう事故であります。

事故の概要であります。午前8時20分ごろ3年生の児童数名から職員室の方に火事ですという知らせをいただきました。すぐに教務主任が現場に駆けつけましたところ、2個のガスコンロが点火されており、ガスコンロの天板が焦げておりまして天井の方に煙が立っていたということです。すぐに教務主任がガスレンジのつまみで消火をいたしまして、天板の方については消火器で消したということです。

教育委員会の方には8時27分ごろ連絡が入りました。すぐに消防署の方に連絡をいたしまして消防署の方で9時5分に学校の方に到着をしております。消防署の方から警察署の方に連絡がありました。9時5分から9時58分間に消防署及び警察署の方で現場検証をいたしました。

原因といたしましては、天板の燃えた状態から燃えた時間は2～3分程度ではないかということです。8時20分の2～3分前ごろから燃えていたというふうに思われます。この間に不審者を見た者がいないということから、外部の侵入者ではないだろうという見解で

あります。そこまででありまして、まだ誰が点けたかというところまでは現在のところ至ってはおりません。

対応といたしまして、学校側の対応といたしましては、校長先生が各学級担任に事故の説明をし、学級担任からそれぞれ児童に事故の説明をし、動揺のないような対応をいたしました。保護者に対しましては、事故のお知らせとお詫びの文書を配布いたしました。教育委員会といたしましては、全学校に対しまして火気の取り扱い等、施設設備の安全管理の徹底について指示いたしました。特に火気を取り扱う場所に立ち入ることについての施錠等、必要な措置を取ることに付いての指示をいたしました。浦佐小学校では家庭科室の方は鍵をかけていなかったということですので、今後、鍵をするようにという指示を出しております。

通報が早くて大事に至りませんでしたけれども大変申し訳なく思っております。今後、このようなことが起きないように学校の安全管理にまた十分注意していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。貴重な時間をいただきまして大変申し訳ありませんでした。以上です。

議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録指名議員は会議規則第 8 1 条の規定により、議席番号 1 3 番・阿部久夫君及び議席番号 1 4 番・井上正三君の兩名を指名いたします。

(「14 番了解」「13 番了解」の声あり)

議 長 日程第 2、会期の決定についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は本日 5 月 3 1 日の 1 日間としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は本日 5 月 3 1 日の 1 日間と決定いたしました。

議 長 日程第 3、諸般の報告を行います。

報告はお手元に配付のとおりといたします。なお新潟県市議会、北信越市議会、全国市議会の各議長会並びに新潟県豪雪対策市町村議会協議会の定期総会の出席報告は、別紙 1 に記載のとおりです。また、平成 1 6 年 1 2 月に議決指定しました 5 0 万円未満の損害賠償額にかかる市長専決処分の報告は別紙 2 の写のとおりであります。

議 長 日程第 4、第 3 号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市税条例の一部改正について)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長 (説明を行う)

議 長 質疑を行います。

岩野 松君 今の説明の中で所得税から個人住民税へのその税源移譲の問題で、10 パーセントの一律化になったという話でした。現行では所得に応じてそのパーセントが決まっていたのですが、特に 1 3 パーセントを取られていた 7 0 0 万円以上の課税所得額の方は安くなった感じがしますけれども、2 0 0 万円以下の 5 パーセントの方はそうすると値上げにな

ると考えていいのでしょうか。

税務課長　　そういうことではございませんで、あくまでも先ほど申しあげましたトータルでイコールにするという言い方をしております。増税をしないという言い方になっていきますので。あくまでも税率のトータルであわせて、残る問題はいわゆる所得控除、例えば基礎控除であるとか配偶者控除であるとか、控除額が国税と地方では違うわけですね。地方税の方が低く控除しますのでその分だけいただくお金が多くなるわけです。それを要は減らしますよと、取りませんよということが調整控除でございますので。あくまでも税率が変わっても国税と所得税、所得税とこの場合は所得割りですね。市民税の所得割りはトータル変わりませんよと。変わるとすれば先ほど申しあげた控除で違いが出るだけだから、その控除の違いは取りませんよと、こういう言い方になります。

笹木信治君　　2～3お聞きします。今の岩野さんの質問にも加えてですが。税源移譲、個人住民税それから所得に関わる税源移譲があるわけですが、これはあれでしょうか、3兆円規模の税源移譲ということで政府が鳴物入りで宣伝しているところですが、当南魚沼市とすればこれによる影響額、どのくらい税収が増えてくるのか。そこらへんを試算してあればお聞かせを願いたいと思います。

それから都市計画税の方でいう固定資産税。これは地価の下落に対応する臨時的な税措置の据え置き措置が廃止された。これは上がる時には、ということで据え置きしていたわけですが、今下落している時では逆にそれが住民にとって不利益になるということが出てきたのでこれを廃止するというので、宅地が適用になるということです。この影響額というようなものをもし試算してあればお聞かせを願いたいと思います。

それからこれはまあ税条例全般の改定ですので賛成できる部分も、ちょっと疑問がある部分もあるんですが。自動車税の税率引き上げについてはこれあれですか、0.3倍ほど引き上げになるわけですが、これは即そこまで　これは限度額でしょうが、そこまでの引き上げをするのか。あるいは市側の対応で、一定の経過を見ながら対応をしていくのか。一気にあるいは引き上げるのかというあたりを、ひとつお聞かせを願いたいと思います。以上。

税務課長　　1点目の税収が上がるという額の試算であります。してみました。私も実はこれほど上がるかと思ったのですが、今は粗い試算ですのであまりこの数字が1人歩きしてはまずいのでとりあえず今、税務課長が試算をしてみてもおざっぱにこうかという程度の印象だと思っていただきたいと思います。5億円ぐらいになるのではないかと。ちょっと上がりすぎではないかなと思うのですが、どうもそうなるらしいというふうに感じております。

2点目の特例措置の廃止ですが、私もこれはおっしゃるようにならざるを得ないと思って実際にやってみたら、おざっぱにですよ、あまり上がらないですね。ですのでこれは私は正直に言って数字をつかむまでもないという認識でおりますので、その点はというふうにご理解いただきたいのでございます。

それから軽自動車税につきましては、制限税率が上がるというだけでありますので、当市

といたしましてはちょっと急激な変化があれば別ですけども、税務課長としてみれば上げる理由はちょっと見当たらないといいますが、当面これでいいのではないかとというのが今のところの印象であります。以上であります。

笛木信治君 試算されていないということですので影響額がわからないということですが。私がなぜこういうことを聞くかといいますが、来年度から国は交付税の見直しの見直しというようなことでやっているということが、このあいだ日報で報道されていました。あれからしますと交付税も今度、財政基準需要額による算定をやめるということで、面積と人口というふうに単純化するんだというようなことを言っていました。そうしますと面積ということでは北海道あたりは有利だろうし、人口密度ということになれば都会が有利だろうし、この南魚沼市のあたりなんかはもう大きな影響を受けるわけです。

これは来年度から実施するというような新聞報道だったので、私はこの税源移譲と合わせてそれが地方の財政を潤すほどの税源移譲があるのかどうかということをお聞かせ願いたかったわけでありまして。そうしたことで政府の方針としてはいわゆる不交付団体を半分ぐらいにするのだというようなことも報道されております。

市長にひとつお考えをお聞きしたいと思うのですが、こうした財政事情の中での税制改正でありますので、私はそこら辺の見通し、考え方というようなものをどのようにお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

市長 今この所得税を地方税に振り替えるという部分での5億円規模という話は初めて聞きましたので、にんまりとしたところでありますが、その程度にいくかどうかちょっとわかりません。これは私どもが地方6団体として求めていたことでありますので大きな前進だというふうに考えております。

交付税の算定基準の簡素化であります。今、面積と人口ということが非常に大きくいわれておまして、ご承知でしょうが和歌山県でしたか、算定をしたらとてもとても8割ぐらいの自治体がみんな減るのだということですけども。昨日だか今日の新聞にも出ておりました地方6団体の中の全国知事会。これと竹中総務相との折衝といいますが会談の中でそういう単純的なことはやらないと。格差の是正はきちんと盛り込むということを経済大臣が発言をしております。私たちもそういうことはきちんと地方6団体の中の一員として求めて、今のままのその面積、人口でいきますととても都市部ばかりが優遇をされるということになりますので、これはきちんと全国市長会を通しながら主張していかなければならないことでもあります。それにもう一つやはり都市部とその周辺部といいますが、地方の格差をきちんと埋める財政処置を構成の中に盛り込んでもらうと。こういうことが可能だというふうに今のところは感じておりますが、これからもまた運動を続けていきたいというふうに思っております。

若井達男君 1点お伺いします。先ほど22条2についての説明をいただきました。地震保険ということで損害保険料控除が20年から地震保険料控除でなければならない。ということは20年以降の損害保険の契約についてはすべてが地震保険契約でなければ、最高額

2万5,000円の控除は受けられないという判断でよろしいわけでしょうか。

税務課長 お話のとおりであります。ただ私の読んだ書き物の記憶では、18年の12月までに契約をした長期損害保険という表現になっていると思いますので、そういった意味ではちょっと早めにそれをやっていないというとならなくなると、こういうふうに理解をしております。

若井達男君 そうするとこの保険契約には種々様々な契約の形態があります。総合保険に入っていれば黙っていても地震保険、水害、風水害すべて入っていますが、中には火災保険に入っていてこの地震対応ができていないという時には、新たに地震保険をそれに付け加えるということになり、実際のところはまたプラス高額の保険料を支払わないとこの地震保険が付かないということになっているわけです。この20年以降が現在のようなかたちの今ある損害保険料控除1万5,000円でしょうか、最高額は1万5,000円だと思います。それがこの地震保険に限るということになると、極めて制約されたどこかの大手保険会社がどうもその辺で話をきてきて持ってきたのではないかという、うがったそういう見方もできるわけです。これは保険料はかなり上がります。総合保険の場合はそうは変わらないのですけれども。そしてその控除額は所得税控除ではありません。経費からの控除ですので。いや税控除ではない所得控除ですのでわずか1万円の差でしかないわけなのです。しかし掛け金はべらぼうになると。その辺はやはりそういった考え方でよろしいわけでしょうか。

税務課長 議員の質問に対して全くご期待に添えないわけですが。私が条文なりその説明書を読みますと、はっきり書いてはありませんけれどもいわゆるそこへ流れているのは、損害保険料についての控除はやめた。もう意味が終わったという言い方に近い言い方なんです。それで地震保険に衣替えすると。ただ長期契約については もう短期は始めから話になりませんから、長期契約については激変緩和としてしばらく残すよとこういうふうにとれるのでございます。以上です。

寺口友彦君 新潟県は中越地震に関わる特例措置というのが盛り込まれたわけでありますからこれに関連してであります。平成18年豪雪で当市も多大な被害を受けているという状況を考えまして、市長は県に対して、国に対してでありますけれども豪雪に関連しての特例措置、そういうものを求めていくお考えがあるのかどうか。お答え願いたい。

市長 先般の議会でも議会の皆さん方が意見書としてそういう旨の議決をいただいたわけでありまして、私も当然であります、そのことは求めていかなければならない。そして先般、共同通信社からの各首長に対するアンケートもございました。その中にもきちんと明記をしてそういうことを創設すべきだということもやっております。市長会の中でも特に北信越はほとんどの地域がこの豪雪地帯ということになっておりますので、北信越市長会でもそういうことは申し上げております。また全国市長会の方にもそういう要望といいますかそれがあがっていくということになっております。引き続き運動を続けているということだと理解いただきたいと思います。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「はい」の声あり)

最初に原案に反対者の発言を求めます。

笹木信治君 第3号報告、専決処分事件の承認について反対の立場での討論をするものであります。上位法の改正によるものでありますから当局がどうのこうのということではございませんが、内容から見ますと税源移譲と申しましても甚だ不十分であります。そういったなかで交付税その他の削減方向だけは明確に出してくるということではあります、これではなかなか地方財政が成り立たなくなるという懸念もされるわけではあります。

また、それぞれ税率の平準化もあります。税源移譲を伴うものであります、これも弱者には薄く強者には厚いという負担の平準化ということがあります。自動車税その他、今自動車が本当に生活の中にあって生活必需品として、それがなければ生活できないというような状況の中であるわけではあります。そうしたものに対する税率の引き上げというようなことも容認できないことではあります。上位法の改正によるものでありますから、地方でこれになかなかどうこうという対応ができないと思いますが、やはり住民生活擁護の立場から反対をしたいというふうに考えております。以上であります。

議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第3号報告、専決処分した事件の承認について。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第3号報告は原案のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第5、第4号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市都市計画税条例の一部改正について)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 お諮りいたします。第4号報告 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第4号報告は原案のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第6、第5号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

笹木信治君 1点お聞きをします。介護保険納付金が増額されたことによる国民健康保険会計からの支出について。これは私どもは介護保険会計の負担の引き上げについても反対してきたところであります。この国保税、老年者控除その他が廃止されたことに伴っているまた年金その他の控除額も変わってくるということではありますが、やはり全体としては負担が強まってくるわけであります。

私は景気が良くなった良くなったとは言っても現下の情勢で、上の方では何かそういう話をしていきますけれども、私どもの身の回りを見てもそう良くなったという感じもないわけであります。そういう時になかなかこの負担増というのは大変ではないかと思えます。国民健康保険会計ではこうした時に備えて基金もあるわけでありますが、そうした基金を運用して当面切り抜けていくというようなお考えはないのかどうか。その辺をひとつお聞かせください。

市長 このあと国保関係の予算のこの部分が出てまいります。そこでご説明も申し上げようと思っておりますけれども、当初、今年度の当初予算では2億円を基金から取り崩して税の軽減措置にあてようということです。今、それをやりますと残りは5億円しかありません。とても国保の財政というのはご存知のようにひと風邪勝負でありまして、ちょっとの間も河内先生がおっしゃってございましたけれども、今年もしサーズが流行していれば国保なんて一発で吹っ飛んだというくらいのお話も申し上げておりました。ですのでこれは基金をゼロにして今、時のはなだけここを押さえていこうという考え方にはどうしても至らないということであります。その辺はひとつご理解をいただきたいと思っております。

笹木信治君 2本あるものですから話がこんがらかって悪いのですけれども。私は基金というものの性格 不測の事態に備えるということがこういう国保事業というような場合には必要であるということで、その基金の必要性についてはもちろん理解しているつもりで

ありますが、どのくらいが適正かというのはいろいろ議論のあるところであります。県あたりでは20パーセントとか25パーセントとかという医療給付に対する比率が。そういったような指導もしていることも聞いています。

国会などの議論で政府答弁をみていますと、5パーセントぐらいでいいのではないかなというような答弁もあるのです。これはそれぞれ自治体によっても違うであろうし一概には言えないと思うのですけれども、そうしたこともあるわけでありますから私はやはりこういう現下の情勢のなかでの住民負担を軽減するという観点からすれば、後段また議論もしたいと思いますが、そういうことも考えても良かったのではないかなというふうに思うわけであります。この基金の規模に対する考え方をひとつ市長、お聞かせ願いたいと思います。

市長 規模はどの辺が適当かというのは、ちょっと私がどれが適当だということは申し上げられませんが、確かに3割も5割も盛っておく必要はないと。ただやはり最低1割ぐらいは保有していないと、しかもまたそれを取り崩して軽減処置をやるということもその基金の範囲の中で。今年をご承知のように2億円取り崩して7億円を5億円に減らしているわけでありますので、率的にももう1割ちょっとしかなくなっているわけであります。

ですから2割というのが適当なのか、25がいいのか、5パーセントがいいのかというその率はわかりませんが、やはり相当額はある程度保有していないとそれこそ今度は国保の被保険者に納税者に大変な激変がある部分がでてくるわけです。5パーセントというのはいくらなんでもちょっと低すぎやしないかという気がしています。ただ25がいいか20がいいかと言われれば高い方がいいわけですから、いっぱい盛っている方がいいわけですが、ただ皆さんの保険料をそうとにかく上げないように軽減措置をやっていくようにという思いはずっと持ってこの国保の運営にはあたっていきたいという考え方は持っております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 お諮りいたします。第5号報告 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第5号報告は原案のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第7、第6号報告 専決処分した事件の承認について(平成17年度南魚沼市一般会計補正予算(第8号))を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

中沢俊一君 12ページの特交の当てにしていた1億円が足らなかったということから含めてちょっと聞いてみたいのですけれども、1億8,000万円見込んでいたということはある程度、国・県の方からの手ごたえといいますかがあったからだと私は思っていたのです。それが1億円以上足りなかったということ、こういうことですね。

そうしたなかで14ページの2億4,700万円でしょうか。確かに0.46パーセントと安い率ではありますが、交付税の措置がない借金なわけです。何かこういう上の方からある程度手ごたえがあったなかでの当てにしていた財源が足りなかったと。もっとなんといいますかいい条件で、上の方はこの財源を借金でも見つけてくれなかったのでしょうか。ちょっとお聞きしたいのですが。

市長 交付税につきましては 特別交付税は特にそうではありませんけれども、全く国・県の方からこれが適当でこのくらい見えていいよなんていうことはございません。それで今回この特に豪雪に関しましては国交省の補助も含めてでありますけれども、これだけの豪雪でありましたのでなんとかそのくらいの額は確保をしたいという思いで計上させていただきました。国交省の方はおかげさまで2億円をみていたところ、2億1,700万円。

これもいわゆる幹線道路の見直しとかが全く進められていなかったなかで、それらを見直した条件にしてようやくそこまでこぎつけたわけであります。特交の方はいろいろ私どもも陳情もしてまいりましたし折衝もしてまいりましたが、最終的には新潟県全体は相当減らされたわけであります。そして震災地域に去年、非常に手厚くやってありましたのでその部分をまた今年は通常に戻したと。

そういうなかで今、災害救助法の適用になった豪雪市町村については、最大限配慮したけれどもここまでだということでありまして、ですので減っている率というのは一番少ないのです。新潟県の中でも。そんな財政事情でありまして国の方もない袖は振れないということでありました。

そこで県の方も非常にこの豪雪に対してはある意味では同情的でありましたので、先ほど申し上げました県の貸付金をほとんど南魚沼市に回していただいたという部分もあるかと思えます。これは全体でどのくらいだったか、5億円くらいだったか。そんな状況であります。

確かにもう1億円や2億円という頭は、強くあったわけでありまして、配慮していただいた結果であってもその程度であったということで、これはひとつは私の力不足という部分もあるかもわかりませんが、ご理解いただきたいと思っております。

牧野 晶君 まず20ページの7款、商工費の観光振興事業費。スキー場が赤字だったのでということですが、後ろの次の時に言おうかなと思ったのですが早い方がいいだろうと思って聞くのですが。

売上、スキー場の収入、リフト収入がだいたいいつも3,400万円くらい、3,000万円くらい見ているということなわけですね。ということは単純におおざっぱにいいますと

1月、2月、3月、毎月1,000万円ずつ例えば売り上げがあるのを予想していたとします。どう考えてもこれはなんといいですか3月30日は補正すると。この1,700万円というのは売り上げが半分しかなかったということですよね。

なぜこの時期に出てくるのかと私は思うのです。要はもう雪でスキー場があまり売り上げがないなんていうのは1月、2月の時点でわかるわけです。ということであれば3月議会でもう間に合うのではないですかと私は思うのです。3月議会の補正で。なぜそれがこの3月30日に専決でしかもやってくるのかなと。ちょっとおかしくないですか、と私は思うのです。

要は売り上げがもうないから補正をかけなければいけないというのであれば、筋としてそれが道理ではないのですか。金額は確定しないにしてもどうなのですかこれ。私の考えがおかしいのかちょっとその点お聞かせいただきたい。

あと24ページ、市民会館管理運営費230万円。これ230万円ということで事業に対しての補助金を出したという説明があったのですけれど、どういう事業だったのかについて教えていただければと思います。

市長 牧野議員のおっしゃることももっともではありますが、これはご承知のように大和町でずっと運営してきたことをこうしてやっているわけでありまして、その手法を今、使わせていただいているわけでありまして。ただ3月の定例議会でやはり確定数値は出ませんので、当然でありますけれどもまた専決ということは出てくるわけでありまして。

3月の定例議会の予算を組むということはもう1月、2月であります。ですから全く2月、3月分の収入がどうなるかというのは全く見えないなかでやらなければならないということです。ですから相当狂う数字が出るわけですね。その年の状況によって。ですから旧大和時代もこういうかたちでやってきて 確定した数値で専決というかたちになっては申し訳ないのですけれども、こういうかたちでやってきたということでありまして。

今後はこの運営も含めて今、地元の皆さんとまたそれぞれ相談しておりますけれども、やはりこういうふうにはやっていかないと数値が確定しないということだけのご理解いただきたいと思っております。そうそのなんで3月に出不いのだというふうにいきり立たないで。もう12月、1月に3月の定例議会の議案、補正分も含めて全部組むわけですから、3月10日頃になってその補正部分がぼんぼんと組めるのであれば、これはある程度近い数字が出るかもわかりませんが、そんな状況もあります。

ただこれはいずれは是正していかなければならないことだと思っております。そして本来やはり当初から赤字を見越して予算 今年はどうしたのではなかったか。そうしましたよね。 それで見直して今年度はもう当初からだいたいこの程度の赤字が見込まれるということで予算計上を、3月の定例議会に18年度予算はそういうことをお願いをしているわけでありまして。それが赤字幅が見込んだより少なくなるのかまた多くなるのか。これはまたこういうかたちで決算をしていくということでありまして。そういう状況でありましたのでご理解をいただきたいと思っております。後のほうは誰か。

社会教育課長　それでは24ページの文化施設費の中の市民会館の管理委託費232万6,000円。この委託料の関係でございますが、一言で言って減免の措置でございます。減免の補填というかたちのなかで公社の方とその清算のルールといいますかがありますので、それに従いまして補填をしたというかたちになります。以上です。

牧野 晶君　減免、これは年間のものを一度にやるということですか。(「そうです」の声あり)であればもっと薄くもできるわけですよね、3月の。それこそ1月分まではできるのではないのでしょうか。先ほどの市長の説明だと、1月分までは　というふうなのがこの専決でやらなくてもいいのではないですかと私は思うのです。そういう点今後改めていただく。専決というのはどういうふうなつもりでやっているのかという点を、また後で突っ込んでいこうかなという思いはありますけれども、今回はあまりあれですが、まだ言いたいことはありますので。

スポーツ。確かに18年度予算を見たらはなから赤字を見越して、というその考えは考えでわかるのですけれども。18年度予算の時に、じゃあ17年度の補正で売上げが少ないけれど1,700万円も赤字が出るというか、繰越金がそんなにいっぱいになるなんていう説明が当初予算の時にあったかという　私が聞いていなかったせいなのかもしれないのですけれど　説明がなかったと私は思うのです。説明したというのだったらちょっと説明しましたよと言って欲しいのですけれども、その点ちょっと答弁をいただきたいと思います。

商工観光課長　確かに赤字がどんとで出るというのが議会の方では説明した覚えはございません。財政協議の中では若干この程度になるかもしれませんというのはやっております。そんな状況でございます。

牧野 晶君　だから言うのですよ。議会に報告がなかった。18年度の赤字はもうはなから見込みましたよと言いますけれども、17年度1,700万円というのは売上半分ということであればはっきりと。民間では死活問題とかそういうふうな話になっていくわけですから、ちょっと考えを　要は議会をなめているのですよね。言っちゃ悪いですがけれども。そういうふうな考えにも私はなると思うので、大和手法を使っていたという点でそれは見直していかなければいけないという話をしますけれども、今後しっかりとした対応をしていただきたいと思います。

市　　長　失礼ですけれども牧野議員は17年度の予算を組む時は南魚沼市の議員ではないのです。ですから説明はありません、皆さん。18年度の時はこのかたちで赤字が予想されますという説明はちゃんとしていますよ。だって赤字計上をしているわけですから。説明なんて当然・・・(「17年度の補正がこういうふうにもう見越してできていたわけですから」の声あり)いやいや、わからないのです。(「わかるわけでしょう。1月、2月で」の声あり)だから2月、3月あるわけでしょう。額的にどの程度になるなんていうのははっきりわからないのです。わからないから今までこうしてきていたわけです。

だけれども今までの長年の経過をみれば、とてとても黒字化は無理だろうと。そういう思いの中から今度は18年度から手法を改めてやっていくということですから、それは

ご理解をいただきたいと思います。

それからさっきの減免分ですけれども、そのちびちびと1月までにわかったことをここでやれ、ここで、というのは、これは全く専決処分の理念にかなった部分だと思うのです。議会をなめているなどということは全くありません。専決処分にかなった部分だと私は思っております。ですのでその議論はまた後ほどあるそうですからそれはそれで結構ですけれども。

ほかの部分もやはり合併をした当初というのはいろいろあるのです。それぞれの町でやってきていた部分、そういうことがいろいろあるわけですから。それをようやくこう調整してきているわけですから、それはひとつ塩沢の皆さんもご理解いただかなければだめですよ。あのことだけはどうかこうだという、それはだめですよ。(「あのことだけはと言っているわけではないんです」の声あり)いや、そうですよ。ですから17年度は皆さん方には説明はなかった。これは当たり前です。だから18年度はさっき言ったように、赤字計上をして説明しているじゃないですか。赤字計上ということがその説明ですよ。そう思いませんか。まあ、思わなければそれは仕方ありませんけれども。そういうかたちで是正もしてきていると、そこを理解していただきたいと思います。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 お諮りいたします。第6号報告 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第6号報告は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 暫時休憩といたします。休憩後の開始は11時10分。

(午前10時55分)

議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時10分)

議長 日程第8、第7号報告 専決処分した事件の承認について(平成17年度南魚沼市観光施設特別会計補正予算(第1号))を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 お諮りいたします。第7号報告 専決処分した事件の承認について(平成17年度南魚沼市観光施設特別会計補正予算(第1号))は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第7号報告は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 日程第9、第8号報告 専決処分した事件の承認について(平成18年度南魚沼市一般会計補正予算(第1号))を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

佐藤 剛君 2点だけ確認も含めてお願いいたします。まず24ページの処理施設定期修繕工事費がありますけれども、3,990万円あがっております。これも先ほどの説明の中での連合の方の未執行の部分になるのかもしれないのですけれども、これは当初予算の中でもたぶん5,000万円ぐらい、もっと多かったか、そのくらいたぶん予算があがっていると思うのです。これだけちょっと高額な修繕がここにきてあがっている理由と、何か特別なことがあったのか。それとも先ほど言った連合の未執行部分ということなのか。両方合わせると1億円近い金になるのですけれども、定期修繕ということになっていきますと、これは毎年ではないのですけれどもある程度定期的にこの修繕1億円近い経費がかかるのかというのを1点お聞きをしたいと思います。

もう1点確認ですけれども、今ほど32ページ10款の教育費の関係で教育改革推進事業費の600万円の減額につきまして、5款の方へ振り分けたというような説明でありました。この内容といいますか振り分け先の詳細は結構なのですが、この600万円といいますか、当初予算の時の説明だと非常勤講師とか外国人の方の指導とかそういう中身も含めての予算措置だったのですけれども。他に回した600万円については、款の移行だけで内容的にそしてまた金額的に変わっていないのかという確認をさせていただきたいと思います。

環境課長 24ページの処理施設の定期修繕工事費ということでございますが、これにつきましてはリサイクルのところの建物の定期的修繕であります。これにつきましては日立

造船という会社が施工したわけでございますけれども、そこに定期的に毎年委託をし、耐用年数を過ぎたものについては入れ替えをして修繕を行っているというようなことです。定期的に計上をしているということで、17年度が3,900万円ほど、それから18年度が5千何百万円が計上されています。そういうことで耐用年数を過ぎたものは、定期検査の中で入れ替えをしていくというようなことで計上をさせてもらっているということでございます。

学校教育課長 32ページの非常勤講師賃金ということで600万円ほど減額になっておる内容の件であります、おそれ入りますけれども26ページを見ていただきたいと思えます。

先ほどの600万円につきましてはここに英語教育支援事業で377万5,000円とその上に外国人小・中学校児童生徒日本語支援ということで233万6,000円ほどあがっておりますけれども、この部分が600万円に相当するという額であります。その上の方に特別支援教育事業で1,134万円ほどあがっておりますが、これは当初予算に載っていないなかで5款の緊急雇用事業のなかで新たに発生したという内容であります。新たに非常勤講師7人分をこの緊急雇用の方でやらせていただくということで、この部分については純増という内容であります。

関 昭夫君 4月1日の補正ということなのですが、3月の定例会が終わって1週間そこそこでの補正ということで、内容は大部分は広域連合の17年度分を継承したということだと思いますけれど。17年度分、歳入の部分で17年、17年と入れてありますが、今度歳出分が出ていくもの、使うものが区分けをして後でという話なのですけれど、いずれにしても18年度のお金として執行するわけですよ。18年度の当初予算でもちゃんと同じ項目で同じように予算があげられて1年間分ですよ。もう市長はできるだけ補正はしない、非常に苦しい財政事情のなかで補正は極力やらないと。そのためにきちんとした査定をしたというお話をされたように記憶をしていますが、そういうなかでまたこれを入れてくると、あの時話をして説明を受けた金額というのはなんなのかなという思いがあります。

それと18年度としてたまたま進んでくる関係のなかで、3月31日までの見込みで今度これだけの金が動かしていけるとなると、これが補正であがるということは、では今度逆に言うと18年度の当初予算であげた金額がこの分だけ必要なくなってくるのかどうか。先に行ってからそれが減額できるものなのか。

もしそういうふうになるのだとすれば、この金額を決算して湯沢町との配分をして18年度執行をして、足りなかったのを補正であげたりしながらまたそれを負担してもらっても、なんら差し支えないような気がするのですけれども、わざわざ17年分と分けて執行が終わってから、最終的に剰余金が出たら分けなければならないという説明がありました。けれども何かやり方としては、18年度のお金として執行するのであれば17年度分を区切ってそこで1回精算をして、18年度は18年度として執行したものを精算していけばいいような気がしているのですけれど。その辺をお答えいただきたいと思えます。

4月1日に専決でやらなければいけなかった、179条の第3項ということなので議会を

開くいとまがなかったという意味なのだろうと思いますけれども、非常にわずかな期間でやらなければいけない。この内容の中で本当に緊急性があってどうにもやらなければならなかったという項目はどれなのか。2月の時の話も緊急性のあるもの、どうしても時間的余裕がなくてやらなければいけないものが中に含まれているけれども、そうしなくてもいいものもあってあの時の議会側の質問があって答弁があったというふうに私は思っています。この中にも私はそういう部分があるのではないかというふうに思いますが、その辺も含めて答弁をお願いしたいと思います。

財政課長　　ちょっと私の説明が不足しておりました。会計制度上でございますが4月1日から3月31日までに債務が発生した経費はその年度の予算で執行する。ただしどうしても3月分の電気料とか電話料は1ヶ月遅れになるわけです。水道料金も。そうなってくると4月あるいは5月にずれこむ。4月、5月は前年度、17年度の経費を支払ってもいいという会計閉鎖期という言い方をしております。

したがって広域連合が3月31日に解散をしましてどうしてもその時点までに債務が発生した部分があるわけです。それをどうしても払ってやらなければならない。もう連合が解散をしてないわけでありまして、市が全部引き取るということになっておりますので、市の方にそうした債務が発生した必要部分をこちらへ計上したと。

これはもう法律上、4月1日にどうしてもそれをしなさいというそういう規定になっております。その規定に基づいて市が引き取って3月分払わなければならなかったもの、あるいは年2回支払いの部分も当然あるわけですので、年2回払う3月に払わなければならない部分を私どもが引き取ってその中で払ってやると。

それを18年度と同じ予算で合算して使っていいかということになると、それは制度上は使ってもいいんですが、そうしますと湯沢との清算がどうしてもわからなくなりますので、きちんとそれだけはほかに使えないようなかたちでH17をつけたり、最初の方はシステムでそれがきちんと経理できますので、そういうなかできちんと引き継いだ部分は引き継いだ部分だけで決算をして、余った部分はまた配分をやり直すというかたちでございます。

ご心配なされたように4月1日でなぜしたかというのは、そういうことでもう法律の規定でやりましたし、17で繰り越したものを18で使っていいということではございませんので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

関 昭夫君　　説明はなんとなくわかりました。ということは要は3月に使ってあるのだけれど支払いが発生していない部分がここにあるということですか。(「そういうことです」の声あり) そうであれば意味はわかります。会計閉鎖の話も十分わかっていますので。

ただ歳出にあげて今までどおりの話のただ補正だというとならえかたにすると、18年にこの分がそっくり上乗せになったみたいに見えているので不思議だなという感じになります。内容はわかりました。4月1日も法令上その日にやらなくてはならないのでどうでもなったということでもわかりました。あと、この総務管理費等もみんな連合の分がきているだけということでしょうか。

財政課長 先ほど冒頭に申し上げましたように連合の引き継ぐ経費が主体でございますが、豪雪対策とそれから消雪対策、それと緊急雇用。これは18年度の予算ですのでそういうことをご理解をお願いします。あと若干組み替えの部分もありますが、ほとんどがそういうことでの若干18年の部分も含まれておりますのでお願いします。

笠原喜一郎君 今の閣議員と同じような質問になるかもわかりませんが、連合の部分については、そういうふうにしなければならないということでしたのでそれは結構です。だけれども今の労働費のところからの緊急雇用という部分については、これは専決でしなければならない、どうしてもやらなければならないという性質のものでしたか。そこからまず。

財政課長 これも事業として当初からわかれば含めたのですが、なかなか採択になるかわからないということではずしていたのです。4月からすでに雇用している方もあって、先ほど申し上げた組み替えをするようなところもあったわけです。すべてそうしてできないかということになればできなくはないかもわかりませんが、やり方としてはやはり4月1日からきちんとこちらの事業でやるという方が、今後の清算報告だとか実績報告とかいろいろなことをしていかなければなりませんので、そういう方がいいといいますが、処理上よくなりますし会計制度上はそれが正しいというふうに認識しております。

岩野 松君 22ページの可燃ごみについてちょっとお聞かせください。可燃ごみのここにやはり飛灰処理業務委託料が載っていますけれども、飛灰処理は今どういう状況でどうなっているか。最初この溶融炉が導入されてから思ったより非常に大変な状況であるという報告を受けたことがありますけれども、今はどうなっているのかちょっとお聞かせください。

今現在の18年度で飛灰処理にかかる費用は、相対的にどれくらい見込まれるのかということも含めてお願いします。

それと7月からですか、ごみ袋が今度変わります。そういうなかで今までのごみ袋は各業者にももちろん残として残っていると思います。それはたぶん7月1日からは一斉に一新するのだと私は思っているのですけれども、そうであるのかということと、その残っている量というのはどれくらいあるのかちょっとお聞かせください。予測でいいです。

環境課長 まず飛灰につきましてはご承知だと思いますけれども、福岡の三池精錬所の方に運んでおります。ですからある一定の量が溜まりますとそちらの方に運んでいるということで、トンあたり4万9,500円を計上するかたちになっております。ただ運搬費やそういうものについて処理費が今言ったような単価でございますので、その分の関係で3月分がこの800万円ということでここに計上されているものであります。

それから全体であります。全体では18年度の予算で5,300万円ほど計上されております。

それから7月に各販売店に残っておる品物につきましては、残っているものは新しい袋と入れ替え、単価の差がありますけれどもそれを計算して入れ替えをするということで話し合っております。量的にはわかりません。最近になってやはり単価が上がるということで買っていかれる方が多いというようなことでありますので、今どれほど残っているかははっきり

わかりません。以上です。

岩野 松君　　そうすると飛灰は5,300万円くらいというお話でしたけれども、この見込みはそれこそまたさっきの補正予算いろいろ出ていますけれども、だいたい見込みどおりということで考えてよろしいですか。

環境課長　　基本的には飛灰の1日に出る量は決まっておりますので、だいたいその金額で5,300万円ほどで終わるといふふうに考えておるところでございます。

牧野 晶君　　専決処分についての続きになりますけれども、先ほど広域連合の絡みがあって4月1日にやらなければならないというその説明はわかったのです。けれども逆に言ってみれば4月1日に、もうこういうふうな予算を通さなければならない、専決しなくては行けないというのがわかっていたわけですね、逆に言えば、ということであれば、どうなのですかと私は思うわけです。

広域以外のものもありますけれども、3億4,000万円以外のものという1.7パーセントですよ、18年度予算の。だいたい1.7パーセントそこらに相当するものを1.3か。それに相当するものを専決処分するというのは、ちょっと乱暴ではないのかなと私は思うのですが。どういう理由で先ほどから時間がない、専決処分をするにあたってはやはり議会の召集できなかったとかあるわけです。定数が集まらなかった、緊急性を要する。緊急性を要するにしても4月1日にこれが起きるといふのもう予想できていたという説明にも、間違いなくそういうふうな説明をされているわけですから、どういうふうな理由で逆に専決にしたのかについての説明をしていただければと思います。

財政課長　　3月の議会でも、連合のその辺のつながりのいろいろなことについてはご説明申し上げて、事前にそういうことで議員の皆さんから理解をいただいたと、こう私は思っていたのですが。それも連合を引き取るいろいろななかで皆さん方に議決もいただいていたはずですし、そういうなかで全ての債権債務は南魚沼市が引き取るとそういう大前提の議決もあったわけでございます。

したがって今ほど申し上げましたように3月31日で連合がなくなって、なお支払わなければならないいろいろなものが残っているわけです。その部分を引き継ぐということだけであって、金額は大きいですがそこには何とかといいますか新たに用途をいろいろ決めていただくとか何とかということではなくて、広域連合で決められて議決を受けた予算で、まだ払っていない部分だけを私どもが引き継いだというそういう認識でございます。

そういうつもりで3月議会には専決で広域連合の予算を一般会計の18年度の方に引き継がさせていただきますということまで、私どもの方で説明を申し上げたところでございます。ですのでここへきてなぜといわれても、私どももそれ以外のことをちょっと申し上げられませんが。そういうその協議といいますかその前段のなか、いろいろ流れのなかで4月1日に私どもとしては予定どおり専決で引き受けさせていただいたということでございます。

中沢俊一君　　連合のことについては私もわかっているつもりですけれども、この労働費の1億円、緊急雇用の分ですが。これはまだまだ事業としてくるかどうかわからなかったか

ら当初予算に入れなかったというふうな回答であったと私は思ったのですけれども、これはいつ頃決定したのですか。

商工観光課長 今、調べます。お待ちください。

中沢俊一君 ここで質問してもいいですか。

議長 また別の質問ですか。

中沢俊一君 今のですけれども。上手くないですか。

議長 答えが出てから。ほかに何かあるのですか。

中沢俊一君 答えが出てからの方がいいかもしれないけれども。

議長 2度、3度聞くようであれば答えが出てからにしてください。

阿部久夫君 私もこの補正予算については、この議案が来た時、非常に不思議に思ったのですが。たった今、当初予算のあれが終わってまた補正に3億5,000万円を出すなんていうのはどういうものなのかなと思ったのですが、内容を聞いていただいたわかりました。

そうしたなか1点教育費のなかで、補正予算が約1億4,500万円減らされています。私は学校の方へたまに遊びに行くと、やはり学校の予算が非常に削られてなかなか学校の事業も厳しいなというふうな意見も聞いている。またそういった1億4,500万円も減少したなかで学校の教育事業に対してほとんどあまり影響がないのか。また私はこれだけ今、全て学校の予算が削られているなかで、教育関係に対してはやはりできるだけ予算を削ることなくしていただきたいと思っているのです。これだけ減らされたことについての説明をお願いいたします。

市長 今、説明しましたようにその学校関係の予算を労働費の方に振り替えたということであります。やることは同じであります。おわかりでしょうか。5款の労働費のこの説明欄を見ていただきますと、26ページです。この特別支援教育事業から全部これは学校のことなのです。緊急雇用対策事業に私どもが当初予定をしていた学校部分が該当になりましたので、予算のいわゆる項目の振り替えということで、緊急雇用対策でこれをやらせていただくということなのです。ですから予算は減っていません。しかも増えています。

阿部久夫君 はい、わかりました。

商工観光課長 大変失礼申しあげました。交付決定が3月22日付で入っておりまして、私どもの方に若干遅れて受け付けしてあるというような状況でございます。

中沢俊一君 22日というとまあまあ、ぎりぎりと言っているいいかもしれませんけれども。我々にしてみればある程度こういうことが事業として認可されそうだなという動きがあるのであれば、やはり当初予算の中にこういうふうにもっていただいて、我々と審議する機会がやはり欲しかったのです。上町保育園の改築事業も前々からわかったものだから2月の臨時議会で専決で載ってきたわけですし、やはり専決、専決でちょっと処理しすぎるのではないかという気は私もしております。いかがでしょうか。

商工観光課長 私が当初予算の中で、一応申請を出してあります、というような説明はたぶんさせていただいたつもりなのですが、ただその時に私がたぶん決まりかけているか、

というような表現をしたかもしれません。まだその時点でこの通知が私の手元になかったものですので、どうしても当初予算の方には 基金事業というのは、若干単費がございますが、100パーセントほとんど丸抱えでございますので、それをあげておいて採択にならなかったから落とすなどということはとてもできません。それで私が1億5,000万円ぐらいのものを今、一応あげてございますということで答弁させてもらったつもりですので、その辺ひとつご了承いただきたいと思います。

中沢俊一君 私が聞き漏らしておりましたので、その点についてはお詫び申し上げますし、これで納得いたしました。

宮田俊之君 私も今の質疑を聞いておまして、この緊急雇用対策の事業につきましてかなりの金額ですし、事業も何本もありますので、ぜひとも議会の中といいますか要望の方も聞いていただきたかったと思います。

その中で1点心配な点なのですが、学校の臨時校務員等の振り替えを行ったということです。この事業に関しては新規の人を雇った場合と、それを何割も使えというふうな取り決めが緊急雇用の場合は確かあるかと思うのです。内示を出して17年度中に雇う予定を決めておいた方もこういう対象にして、それは間違いなく、後でお金をかえせとかということにはならないのでしょうか。

それと事業の中身を1点教えてもらいたいのですけれども、26ページに地域資源映像ライブラリという言葉がございます。4月中に新潟日報ですか、県の地域振興局でも同じように観光の映像をこれをかなり撮って配布をするということで、18年度当初に観光協会とかそれぞれの施設に同じようなおそらく映像を残したものが無料で配布されているかと思えます。

これと中身をよくみてまた違うものを作りこんだのか。それともその事業と関係なく、これの金額が700万円ぐらいですか、かなりの高額かと思うのですけれども、その辺についてどういう事業をなさりたいのかというのを伺います。

あと全体のことなのですが、その人件費の部分はわかったのですけれどもそのほかの事業に関しては、別段ここで急がなくてもその後、6月の議会でしっかりと揉んだ後で業務を発注すれば私は十分よいのではないかというふうな気がするのですけれども、その日程的なところも教えていただければと思います。

学校教育課長 24ページの臨時校務員賃金の関係であります。503万5,000円ということで3人分を緊急雇用の方でみていただいたという内容であります。これにつきましては臨時校務員がそれぞれおるわけですが、新規の臨時校務員が18年度で3人ほどできましたので、こっちの方の緊急雇用の方で該当するというのでこちらの方に振り替えさせていただいた内容です。もし新規ではないということで、条件的には1年、緊急雇用でやった方はその次の年は駄目だという、そういう確か条件だったわけですが、幸いにして3人分、新たに3人新しい方が入りましたのでこちらの方でやれたというそういう内容です。

宮田俊之君 わかりました。

商工観光課長 地域資源映像ライブラリの関係でございます。これにつきましては昨年  
からやっております、私どもの市の紹介それと観光等の関係等も全部入っております。春・  
夏・秋・冬この4つのバージョンをそれぞれイベントごとに撮りまして、それをDVDだ  
とかビデオテープ、それからこれから今考えているのがQRコードで携帯電話からも見れると  
いうこと。ワン切れではなくて動画が見られるというそういう映像を今、作っております。

昨年は、この事業が秋からの対象でございましたので秋バージョンと冬バージョンを作り  
ました。今年は今またこれを出しましたので、春バージョンと夏バージョンを撮って1年間  
が適応できるということで。このシステムは1回全部作りますと、あまり金をかけなく  
ても使えるというそういう部分がございます。ということでご理解いただきたいと思  
います。

(「まだ1点」の声あり)

商工観光課長 すみません。県のものとはちょっと違うと思いますので、そのよう  
にご理解いただきたいと思っております。

宮田俊之君 質問の仕方が悪かったかもしれないのですが、今の点は両方よくわかり  
ました。先ほどのこの事業ですね、これは委託事業ということで、これをなぜこの時  
点で出さなければいけなかったのかというのをちょっとお答えいただきたいのです  
けれども。全体的なところですけれども。

商工観光課長 この事業につきましては委託と直営と二本立てになっております。そ  
れで直営ができるのは、福祉関連それから教育関連。これについては市が直接この  
事業を取り込んで雇用ができるというかたちになります。その他のものについては一  
切委託をしないと事業の採択にならないというようなことになりますので、ここ  
に数はいっぱいありますが16件中7件が委託事業になりますし、直営が9件とい  
うことで割り振りしてございますが。以上です。

宮田俊之君 わかりました。

腰越 晃君 内容については理解ができました。確認する意味で質問をさせていただ  
きます。広域連合の3月末分までの執行残分を補正予算として平成18年度として組  
んだという説明です。これについてのこれまでの執行状況、もうすでに終わってい  
るのかどうかについての確認。あと平成17年度末で広域連合を廃止という段階  
では、平成17年度の広域連合決算が示されるものと考えておりますが、その中  
においてこの補正予算書には緊急雇用対策とかいろんな部分も入っております。  
広域連合分だけを取り上げて決算をするとそういうかたちで決算書が作られる  
ものと考えておりますが、それに間違いがないかどうか。

それともう1点、先ほどの牧野議員の質問に関連して質問させていただきます。  
法律上は地方自治法179条これに基づいていますけれども、これは緊急やむを得  
ない場合、そういったなかで専決処分が認められていると。または議会の方で  
議会が開けないとかというそういうケースの場合専決が認められる、という  
ように我々は理解をしているのですが。本補正予算については4月1日であると。  
さほど私は緊急を要しなかったであろうと。

またもうひとつはすでに広域連合の決算それから財務処理については3月段階でも説明してあるではないか、というような財政課長の答弁がございました。がやはり3億4,000万円、これで広域連合及びその他の項目について平成18年度補正予算として出しますよということであれば、やはりそれほど緊急性があるわけでもなかった、議会もいつ開いてもいいですよという状況であったことを考えると、やはりきちんと4月、決まった段階で議会に対して話をすべきだったのではないかなと私はそう思います。

そうしませんとまたいろいろならぬ考えを張り巡らしてしまいますので。そういったところは今後のなかで、やはりある程度議会も承諾している内容とはいえ、きちんとこういった専決処分。これは臨時議会を開催してそこに諮ると、もっと早い段階で諮ると。そういうことをやっていただきたいというように思います。

市長 何度も申し上げておりますけれども、これは例年あることではございません。広域連合、これはおわかりですよ。それはまあ4月1日ですから開けば開けたという話もそれはされますかもわかりませんが、4月1日からもう執行ということでありますからこれはもうご理解いただきたい。そしてそのためにも3月のなかで皆さん方に財政課長の方からよくその内容を説明してお願いをしていたということです。

それからこの緊急雇用につきましても、直営分はもう4月1日から結局発行するわけですから賃金を払わなければならない。そういう部分も含めてやったということでありまして、これも例年いつもいつもこうしていくということではありませんが、たまたまそういう時期に交付決定がきちんとあってということ。さっき日にちを申し上げました。これが先にわかっていれば、わざわざ18年度予算からいわゆる予算をきちんとやる時にも、当然こういうかたちで組んでいるわけですから、それはそうでなかったと。

議会の皆さんに説明をしないと専決分を乱用していいなんてことは全くございません。あらぬうわさなんかどこから立つか私はわかりませんが、あったら立ててもらって結構ですが全くございません。私の今までの議会答弁も含めて、皆さん方からそれはいくらなんでもご理解いただけるだろうと思っております。

こういうことが何度もあるということは当然ありませんから、今回は皆さん方、それぞれいろいろ気持ちはありましようが、十分やはりこれを理解していただきたいと思っております。全く他意とかそういうことはございません。これをでは3月の定例会にこの予算分が例えばあがっていて、皆さんから議論をされて困る、指摘をされて困るなどということも全くございません。法律に基づいてやっている部分と、緊急的に入ってきた部分ということですのでひとつご理解いただきたいと思っております。

財政課長 ご質問の決算書の取り扱いでございます。一応3月末で広域連合の打ち切り決算になります。その決算書は9月の議会で決算審査に上程する予定でございます。引き継いだ部分の取り扱いですが、これは18年度の決算の中に一括して出てきます。

決算書はそういうことになりますが、そうしますと湯沢との配分でいろいろな問題が出ますので、何らかの資料的なかたちで引き継いだ部分の決算書は別個に考えたいと思っていま

すので、そういうことをご理解いただきたいと思います。

議 長 お諮りをいたしますが、昼食の時間になりましたけれども・・・  
(「もう1点質問で、いわゆるこれの執行状況をお聞きしているのですが、決算はそのようにやると・・・」の声あり)

議 長 お諮りをいたしますが、昼食の時間でありましてけれども議案がまだ何点が残りますので、時間延長としたいと思います。なお、市長公務のため1時から予定が入っておりますのでご了承いただきたいと思っております。

財政課長 この引き継ぐ段階で連合の担当者とうちの方の財政の担当のなかで、不用部分、不用の予算は引き継がない。したがって先ほど言いましたように仮決算のなかで3,500万円と1,500万円でしたか、湯沢との仮の配分があったわけですね。そういうことで不用な部分は純増の剰余金ということで仮に配分させてもらっています。今後のものはそういうことで決算になったらまた配分しなおすというそういうかたちですのでお願いします。

種村充夫君 いろいろ話が出ていますが、4月1日の専決ですので4月中に各委員会があったわけです。ですからその段階で、こういうかたちで4月1日付けで例えば1億円の雇用対策も含めまして3億4,000万円の専決をしましたという報告さえ執行部側で委員会にしておけば、今これこんなにもめなくてもいいわけです。今後は大きいあれがあったらやはりある程度、委員会等があるなかできちんと報告しておくというのが私はいいいのではないかと思います。

市 長 お言葉であります。3月の定例議会で皆さん方に詳しく説明をしてそういうかたちで出ていきますと。しかも今度は委員会は皆さん方、ほとんど私も助役も呼んでいただけないわけでありまして、しかも調査事項というのは指定されているわけです。特別説明もなし、何もなしで新たな事業が急に発生したとか、それで専決しなければならなかったとか、議会の皆さんにお話が全然していないということ。これはやらなければなりません。

けれども今回の場合は、先ほど触れましたようにもう3月の議会のなかでよくよく皆さんからご理解をいただいてやっているものだということでもあります。ほかの案件が付けば別ですが、これはひとつ皆さん方からまげて理解をいただかないと、じゃあ議会で何を言ったんだと。言ったことが全然言ったことになっていないのです。皆さん方、受けていただいたわけですからそれを。

それを今ここへきてあれは聞いていない、これは聞いていない、こうだあだなどというその話はちょっと私は、大変失礼ですけれどもいただけませんので、私どもの申し上げていることもよくひとつ皆さん方、ご理解をいただいて。3年も5年も経ったら忘れたということとはそれはそれで結構ですが、ついこの間の議会ですから、そこをそう攻められてもちょっと私どもも答弁を申し上げるなんといいですか理由が出てこないのです。だからひとつご理解をいただきたいと思っております。

(「わかった」「議事進行」の声あり)

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 お諮りいたします。第8号報告 専決処分した事件の承認について(平成18年度南魚沼市一般会計補正予算(第1号))は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第8号報告は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 日程第10、第9号報告 専決処分した事件の承認について(平成18年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第1号))を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 お諮りいたします。第9号報告 専決処分した事件の承認について(平成18年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第1号))は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第9号報告は原案のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第11、第10号報告 専決処分した事件の承認について(石打地内における冬期除雪による建物損壊事故の和解並びに損害賠償額の決定について)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 お諮りいたします。第10号報告 専決処分した事件の承認について(石打地内における冬期除雪による建物損壊事故の和解並びに損害賠償額の決定について)は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第10号報告は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 日程第12、第148号議案 平成18年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第148号議案 平成18年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第148号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第13、第149号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

笛木信治君 先ほども説明があったのですけれども、この引き上げについての理由が今ひとつ明確でないのですが、そこをお聞かせ願いたいと思います。

これは所得割、資産割がここでこう変わってくるわけですが、これによって応益応能の割合が何対何になるか、そこをひとつお聞かせ願いたいと思います。

この均等割や平均割を増やすということ。これも私、いつも言うのですが、負担の平準化ということはやはり負担する住民の側からいいますとご承知のように格差社会でありますから、所得の格差が大きな社会問題になっているわけです。そういうなかでこうした均等割、平均割を増やすという方向というのはどういうことなのか、というあたりをひとつお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから先ほどもお聞きしたのですが基金との関係です。もちろん基金は不測の事態、災害や大きな流行の病気、そういう事態に備えるというものではありませんけれども、それぞれの折々の時点でやはり会計を調整する上でも、当然それは取り崩していくべきものだと思います。そこら辺のお考えをひとつ。そういうことをしなかったのはなぜなのかというあたりをお聞かせいただきたいと思います。

税務課長 それでは笛木議員から4点ほどご質問があったと思いますが、1番目の論点と4番目の論点がほぼつながっていると思いますので、ちょっと順序立てて申し上げます。もし漏れがあったらまたご指摘いただきたいと思います。

まず引き上げ理由でございます。先ほど市民課長がご説明申し上げたとおり、例年繰り入れてきた金額がそろそろ限度だろうということで、今回これ以上の引き下げは難しいと。むしろ計算するならばここでやはり値上げをお願いせざるを得ないとの結論です。例えば資料の5ページをご覧くださいのでございます。お目通しをいただいたかと思いますが、塩沢町さんあるいは大和町さん、六日町それぞれ見ても合併前に揃って、1人あたりの金額でみていただくと端的にわかると思いますが、下げてきたわけです。おそらく積立金もかなりここで取り崩しておいでになったというふうに思うわけでございます。

今回のご提案させていただいた内容は、ほぼ3～4年前に戻るというふうな金額におそらくなるだろうと思います。いわゆる調整をしてきたなかで下げたのはいいのだけれども、おそらくご存知のとおり保険料の性格上、一定の積立金を確保すればこういう事態になるということがある程度読めるわけでありまして。引き下げ理由という点であえて申し上げれば、やはり繰越額が特別多く発生するというようなでこぼこでもない限りは、積立金額を先ほど市民課長が5億円程度と申し上げましたが、決して多いわけではないと思いますので。今回はストレートに言えば繰越金を使いながらかつ、積立金にも配慮をしてこの所要額を予算で認めていただいたように決めたわけでございます。それに基づいてやってくるとこういう率になってくるということです。

たぶんご議論の中心になるのはこれからだと思いますが、応益と応能の割合は50対50でございます。旧塩沢町さん旧大和町さん旧六日町も同じでございました。また旧南魚

沼市も同じです。ただそしてそのなかでいわゆる所得割、資産割の比率いわゆる4・1の比率、それから均等割と平等割も同じ比率できていますので、実は計算のスタイル、算式は全く同じなのです。算式は全く同じでございます。

したがって今回、当然今のご指摘があったように割り返してみると、一見、去年と比べて上がり方の差があるじゃないかというふうに見えるわけですが、それはあくまでも財源の例えば固定資産税の全部のプールや所得税の全部のプールを積み重ねて行って割り返すところになったということであり、あくまでも応能応益並びに各先ほど申し上げた所得割、資産割等の比率は全く変えていないのです。それで機械的に出させていただいていますので、そういうふうなご理解をお願いをしたい。合併の時にそういう調整で3町とも相違ないということややってまいってきた比率でございますので、今回もそれを使わせていただきたいということでもってお願いをしているわけでございます。

それから割合の考え方について、ちょっと私が踏み込んで申し上げていいのかどうかという疑問があるので、確かに割合については永久不変に今のものを維持するかどうかというのは若干議論があろうかと思えます。私が担当課長として言うことがあまり適当かどうか。普段の見直しなり研究した上でこうであるべきだという議論をお願いするのは筋でございますので、そういう検討することではやぶさかでございますけれども、どっちかというところ現在の所得割だけではなくて、資産割を採用した理由というのはあるだろうと思うのです。これはもうむしろ議員の方がご存知かも知れませんが、所得割で補足できない部分があるとすれば、資産割である程度カバーできるのではないかというような性格もあることはあったように聞いています。

ただそれが時代とともに変化するものである、あるいは変化した方がいただく方も納める方も、あるいは課税するスタイルとしても適当なスタイルがあるのであれば、それを見直すこともやぶさかであるということだけは申し上げていいと思います。したがって長中期的な問題として税率構造の改正というのはあり得るのかもわかりませんが、合併した直後の当面は先ほど申し上げている旧3町のスタイルをお願いをしたいというものが、ただ今の答弁であります。

なお、基金の関係につきましては、市民課長の方で具体的に答弁を申し上げますのでとりあえずここまでお願いします。

市民課長 基金の関係でございます。これは先ほど来ありますように、どのくらいが適切なのかということはいろいろ言われているところですが、標準的には25パーセントといわれているような状況もございますし、近年では20パーセントというようなのが一般的かなというような感じはしております。

ちなみに今回、私どもの場合は17年度末で7億1,000万円ほど基金残高がございます。これは給付の方が約40億円ですのでだいたい18.05パーセントぐらいの基金の保有高になっておりますけれども、これは当初予算のとおり2億円取り崩しますと5億1,000万円。そうすると13.83ぐらいでしょうか、いや12.8パーセントぐらいの基金残高の保有

率になってしまうので、これが多いかどうかは別なのですが、これ1億円戻しますとその中間の15パーセントぐらいでしょうか、の保有率になろうかと思います。

これは県平均ですと16年度でだいたい額はちょっとわかりませんが、1人当たり基金の保有高が1万6,000円ぐらいというのが県平均でございます。私どもの方で5億円のケースですと一人1万9,294円ですか。5億円の残高で1人当たり1万9,294円ですので、まあ県平均よりはその段階でも若干は高いというようなのが基金の状況でございますけれども。国の方からの留意事項というような指導の中でも、保険財政の基盤安定強化の観点から財政規模に応じた十分な基金を積み立てるように、というような指導もきております。できれば基金の方は余裕を持たせていただきたいというふうに考えております。

笹木信治君　ご説明でわかりましたが、考え方としてやはり私は、医療はすべての人が平等な医療を受けるということから、負担も平等というような考え方がどこかにあると思うのです。国民健康保険はこれは日本が誇る保険制度でありまして、やはり国民簡易保険ということが基本でありますから、負担はそれぞれ所得収入に応じてして、給付は平等に受けるというのが大原則でなければならないと思うのです。

応益応能の負担を、国はもう50パーセント、50パーセントにしろという指導を強力にやっていますが、こうしたことから負担の平準化というものが進められてきているわけですが、地方自治体はそこを地域住民の暮らし向きを考えながら、やはり勘案すべきだと思うのですが。

この引き上げの根拠として基金の規模が、医療給付に対して今、18パーセントというお話がありました。これはかなり高い水準だと思うのです。県の20パーセント、25パーセントの指導はともかくとしても、私は水準としては高いのだと思っています。景気が上向いているということがありますから、言葉だけを先取りしてこの引き上げというような考え方になっているのではないかなと思うのですけれども。ここはやはり我慢をして、もう少し景気が本当に上向いてくるのかどうか。そこら辺を見極めながらというのであればともかく、今ここでというのは、私は南魚沼市の場合でいいますと滞納そしてそこからくる資格証明の発行が150を超えているというような状況のなかでのこの引き上げというのは、もうひとつやはり納得できないところがあるのです。そこら辺をもうひとつお聞かせ願いたいと思います。

税務課長　お立場なりそのお考えがあることは重々承知をいたしますけれども、一応課税をしないという最低限のラインもあり、2割、3割、7割の軽減措置もあるわけでございます。ですので私どもとすれば現在の課税形態がみんなによって支える保険という意味では、ほぼベストに近い状態だと思っております。ただその中で景気問題云々という議論は、確かにお気持ちとしてはあり得ると思うのですよ。ただ、一定の所得に対してあるいは資産に対してかけるというこの性質からすると、先ほど申し上げた5億円云々、パーセントの問題を別にいたしまして申し上げるならば、私どもは現在の制度でもってご理解をいただきたいとこういうことでございます。

阿部久夫君 国民健康保険料のこの資産割また所得割。私たち国民健康保険料を納めている方は非常に税金の中でも一番大変であるし、また皆さんそれぞれ大変な思いでやっております。しかし私たちの健康を守るためにはこれは仕方がないことでありますし、また当然のことであります。

そうした中で私は、今回資産割が非常に上がってきて所得割がその割りに低いと。そういったことに対して非常に私は疑問があります。今まで景気のいい時であれば確かにこの資産割からこうして所得税を取るということは、その建物、土地そういったところから収入を得てそしてお金を取るということ、それはいいとは思っています。

しかし今はそれぞれの地域の中では、なかなか建物の中や土地から収入を得るということは、ますます今、観光事業また非常に観光業が低迷ということでもって不景気。そうしたなか、資産割からそういった税金を高くするということは、私にとってはちょっと大変な問題だとそう思っています。

やはり所得割のなかからして高くとって、資産割をある程度低めにして、そうしたなかで推移をしていただきたいと、私は個人的にはそう思っております。今の課長の説明を聞けば確かにそれはお金を当然やはり上げて守っていくということはこれはわかります。やはり私たちもそういった地域の皆さん方の、市民の健康を守っていくためにも、それは私は悪いとは思いませんが、しかしこの資産割をもう少し下げ、また所得割を上げるなかで検討していただけないか。もう一度課長をはじめ市長の考えをお伺いいたします。

税務課長 今の阿部議員のご質問からしますというと、本来は市長が答弁すべきかと思えますけれども、事務方の基本だけ申し上げて、必要があれば市長からまたあえて申し上げるかと思えます。

中長期的にみてそういう必要性があるということは先ほど申し上げたとおり、むしろ見直しを前提とする云々ということではございません。あらゆるデータを可能なかぎり取り入れて、どういう課税が適正かという論点から当然研究はさせていただきたいと考えております。

ただ、先ほど申し上げましたけれども合併して、一応確かに金額的にはこれはこう出ましたけれども、5：5しかも所得と資産の割合は4：1ということは、実は確認しましたら塩沢町さんも南魚沼市も同じでございました。問題はではなぜこれが出るかといえば、逆に言えば塩沢町さんの固定の額がトータルしていっぱいだったから割り返してみるといって、税率で下がっていたのだらうというふうに思うのですね。一般論で言えば。そうなっていきますと確かに塩沢のエリアということを考えますというと、そういうご議論がご意見としてはあり得るなと思います。

問題はそれをどう受け止めるかという議論ですが、私どもからみるといってそれでは旧六日町なり旧大和町でもっていわゆる個人の住宅、普通の住宅が圧倒的に多いなかで、課税してきたスタイルを今更変えられるかどうか。もし変えるとすればこれは塩沢さんも同じですけども地域で違うわけで、非常にその厳しい状況にある方は、それは皆厳しいけれども特

に固定資産を個人でお持ちでぱりっとご商売をなさっている方というのは、どの程度おられてどういう負担をなされていて、その方たちのことを考えればほかの方たちのことに十分ご納得が得られると。議員さんのサイドから見ても、トータルで各地域の議員さんが納得できるような理論構成でご提示をしたいと思うのです。

そういうことで私どもは今のご質問については、合併の経緯がから見て今現在はこれをお願いをしたいと思うけれども、おっしゃる趣旨からみて研究してまいりたいということだけは、とりあえず私の担当課とすればそういうふうにするべきだと思っておりますので申し上げたいと思います。以上であります。

市長 先般の国保の運営協議会の際にもそういう議論がちょっと出まして、これが未来永劫こういうことではない。ただ、今の状況を考えれば、やはり保険基盤の安定そういう部分も考えますとこの今の率は、ベターとは言いませんけれどもベスト。どちらかベストだかベターだかよくわからないけれども。そういうことでありまして見直しを全くしないとかそういうことは言っていません。

どこかの市では固定資産の方には全くかけていない所得割だけだとか、そういう部分もあるようです。ただとても今、私たちの市内でそれをやっても、安定しなくても毎年毎年大変な騒ぎになりますから。その辺をご理解いただいていづれその率の分も含めて、また皆さんに見直すべき時は見直しの案を出していきたいと思っております。当面はこういうことでお願いをしたいということでありませう。

阿部久夫君 いずれは見直しを市長はしますと。(「しますではなくて・・・」の声あり) いや、けど今は一番私はこれをやるべきだと。今ここできちっとした資産割、所得割をよく考えていただいて、ここでやはりやっていただきたいと。今、市長がベターなんて言っているけれども、とんでもないこれは大変な問題であると私は思っています。

決して私はその固定資産税の税率を下げるとは言っていない。ただその割合を検討していただきたいと。どうしてこんなに5パーセント強の資産を高く評価しなければならないのか。私は本当に正直言って全然ちょっと考え方が単純でありますけれども納得がいきません。どうして5パーセント弱のそういった資産割を提示しなければならないのか再度またお聞きいたします。

税務課長 おおざっぱな枠だけ申し上げてご理解をいただけるかと思っておりますので。仔細になりますと担当者がいいますけれどもこういうことでございませう。まずどういう作業をやるかと申しますと、全体の必要額が予算で決まりますからその額を確保するために、応能と応益でもって5ずつ割ります、総額を。なおかつ今度は4：1で割るわけだから額が出てきます。

そうなるんじゃあどうするかというと、固定資産の税額で逆に今度は割り返していけば固定資産税の高い、いっぱいある市町村というのは税率が落ちるわけです。安い固定資産しか持っていないところはおそらく税率はあがると思うのです。そういうことで機械的にやらせていただいたので、私も結果的には実は塩沢さんが低かったなとつくづく思うのですけれど

も、思惟的なことは全くやらずに機械的に全市内一律にやっているのだから正道やはりそうなるてしまうのです。だから意図的にこうしたいということではなくて結果的に4:1でやって、所得割4の資産税割1でやって、3町一緒になったいわゆる新南魚沼市の固定資産額で割り返していくということこういう数字がでてきたと。

それでその原因は先ほど来申し上げている、全体として去年よりも繰入金が少ないということ、繰越金が少ないって補填ができないものだからトータルして上がっていく分と、塩沢町さんにしてみれば比較的固定資産の高いものを持っている方が多いというふうに言っているのでしょうか、簡単に言えば。たぶんそうだと思うのですが、そういう比率でいくということ上がり方が激しくなるというふうにご理解いただいてよろしいと思います。

中沢俊一君 私、基金のことについて市長のお考えを簡単に聞かせていただきたいのですが、この基金を取り崩して保険税の軽減にあてようという議論が毎回繰り返されるわけですね。先般の国保の協議会のなかでも市長はその25パーセントにあたる10億円ぐらいが適当だろうと、こういう目標を言ったというふう聞いております。今後、どういう方向を目指すのか。取り崩すほうを目指すのかそれともこの10億円に近づけていく方向を目指すのか。今後の議会の議論のなんといいますか無駄を省く意味で聞かせください。

市長 さっき笛木さん18パーセントと言いましたが、今、2億円崩して5億円。これだとさっき課長がいましたように13。また1億円の繰越金を上積みさせていただければ6億円で15ぐらいと、こういうことです。

それで私はやはりその20パーセント 20パーセントというと8億円ぐらいですね。本当はやはりそのくらいのかたちをもっていないと、例えば軽減にあてようという時にも、今5億円ぐらいしかもうないわけですから、それで軽減に2億円あてればもう3億円だと。じゃあ何かあった時に対応できるかといいますと、さっき触れましたお医者さん方も今年でもこの冬はインフルエンザが思いのほか少なかったと。それからサーズという問題などというもの。もうこれが入ってくればめちゃくちゃだと。そうことを私たちはやはり考えて、保険者としてはそのことまでやはり考えてやらなければならない。いざという時に給付ができないなどということとはできないわけですから。

ですので8億円から10億円ぐらいの基金をでき得ればやはり確保はしたいと。ただ急激的に保険税を上げなければならないような事態が出ますれば、若干は10億円に満たなくてもその基金を崩しながら、そうそう劇的に上がったたりあるいは下がったり、そういうことは避けていきたい。両方のバランスをみながらということですので、基金の8億円から10億円はやはり確保したいという思いは非常に強くあります。

中沢俊一君 私もその今の市長の考えに全面的に賛成でございます。ぜひそういう方向に向けて運営していただきたい。終わります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「はい、反対討論。」の声あり)

議長 まず最初に反対者の発言を許します。

牧野 晶君 第149号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について反対の立場で討論をさせていただきます。先ほど来言われることはわかります。けつから王手でちょっとお金が足りないから税率も変えていかなければならない。応能割、応益割というのわかりますが、田んぼが風邪を引くかといえはそういうことはないと思います。今の社会保険、これにまた資産がかかっているか、資産割があるかということそれもないと思います。

私は徐々に、徐々に資産割の分は減らしていったって所得割の方にのせていくというのが、やはりこれからどんどんそういうふうにしていかないといけないという思いがあります。ですので上記の理由により、私はこの議案に反対の立場をとらせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

笠原喜一郎君 私はこの保険税の改定につきまして賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。今、前者は資産に見直しをしるということでありました。しかしこの保険税は一般会計と違いまして、どれだけ医療費がかかるかということから算定をしてこなければなりません。ですからこの保険税を軽減するためには、やはり健康でそしてみんなが医者にかからない、そういうことからそれしかないわけであります。

そういうなかで税を算出するわけでありますけれども、今は応能・応益で50:50であります。さらに応能のなかで所得割が4そして資産割が1であります。応益では均等割が35パーセント、平等割が15パーセントという割り当てです。

しかし、これが前者が言われるように所得割ですべてやっていったならば、しかも毎年その所得が変動する中で、きちんとした安定的な税源を確保するということは私は難しいだろうというふうに思っております。今、16億5,000万円ほどの税源の保険料を予定しているなかで、資産の割合は1割であります。1億6,900万円ぐらいであります。私は決してそのことが多いというふうには思っておりません。

国保会計を安定的に運営していくためにも、私は今の応能・応益50:50、そして所得割が資産割の4対1というその部分は維持をして運営をしていくべきだろうということで、賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。より多くの皆さん方からご賛同をいただきたいと思っております。

議長 ほかに討論。

笹木信治君 149号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論をするものであります。まずこの税率の引き上げについて私は必然性ということになると非常に乏しいといわざるを得ないと思います。基金は18パーセント、15パーセント、13パーセントといろいろ言われていますが、15パーセントはあると。これは高い低い、例えば国会の議論を見ても政府答弁では5パーセント程度でもいいという答弁

をしているわけです。

これは大きな不測の事態には、国や県がそれに対処する。当然のことです。一自治体にそれをすべて任せるというものではないわけで、私はそうしたことからこの南魚沼市の基金の規模は決して低いものではないと、値上げをしなければ立ち行かないというような規模ではないというふうに考えております。

国民健康保険会計が困難になっている最大の原因は、政府の支出減であります。当初は50パーセント近くまで支出しておいたのが、最近ではもう30数パーセント。そこまで落ちてきているわけありますから、そこに最大の原因があるわけです。不測の事態に対して国・県がこれに対して財政出動をしていく、当たり前なことです。

そしていろいろ料金、利用料あるいは税率の引き上げ案というようなものが提起される際には、少なくとも数ヶ月前に議会あるいは住民に提起する。そこで議論をし、周知を図りながら税率を改正していくという方向がなければならないと私は思いますが、今回はあまりにも唐突であります。しかも会期末 会期末と申しまして1日ですが、お昼を過ぎているというような状況のなかでは、なかなか審議が尽くせないと思うわけです。

税率については先ほど質疑の中でも申し述べましたのであれこれ言いませんが、やはり今の格差社会の進行のなかで低所得者が本当に大変な思いをして暮らしていると。このことは滞納それからそれに関わる資格証の発行などでわかるわけですが、こうしたことを勘案するならば今、税率を引き上げるというようなことはすべきではないと考えますので、反対するものであります。以上。

議 長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。第149号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、第149号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。これをもって平成18年第2回南魚沼市議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

(午前12時54分)